令和４年（モ）第１０１３号

訴　　　　状

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２２年０５月０８日

東京地方裁判所民事第３１部　御中

　　　　　　　　原告　　　　　　　　　　　　　　　　　孫　　樹斌　印

　　〒１３６－００７３　東京都江東区北砂５丁目２０番１０－６０９号

（送達場所）

電　話　０８０－４６５８－１５１８

　　 原　　　　　　　　告　　　孫　　樹斌（そん　じゅひん）

　　〒１００－８９７７　東京都千代田区霞ヶ関１丁目１番１号

　　　　　　　　被　　　　　　　　告　　日本国

上記代表者法務大臣　　　古川　禎久（ふるかわ よしひさ）

　　〒１６３－８００１　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号

　　　　　　　　被　　　　　　　　告　　東京都

　　　　　　　　上記代表者東京都知事　　小池　百合子（こいけ ゆりこ）

司法不公正の確認請求事件

請求の賠償金額　·５００万円

# 請求の趣旨

# 日本国

## 東京地方裁判所民事第３３部の保全命令決定（令和３年（ヨ）第２１０６４号、令和４年（モ）第４０００１号）を取り消す。

## 日本国は　その地方裁判官をして、原告が受ける不公正裁判の精神的損害に対する慰謝料は２００万円を支払え。

## 日本国は　原告貸出のUR住宅ドアの傷を　修復し、UR住宅管理者に説明する。

## 日本国は　その裁判官の【刑法第百九十三条（公務員職権濫用）】の事実を調査して　書類送検する。

# 東京都

## 東京都は　その警察官らをして、原告に対する、原告が受ける半年以上の精神的損害に対する３００万円を支払え。

## 東京都は　その警察官の【刑法第百九十三条（公務員職権濫用）】の事実を調査して　書類送検する。

# 本件の訴訟費用は被告たちの負担とする。

# 仮執行宣言

との判決を求める。

# 請求の原因

# 地方裁判官の不公正裁判

## 原事件の申立

### 社員地位

会社は　全体社員にパソコンと社員証を支給している。

社長は　会社の代表として　解雇・退職について　２０２２年５月１日まで　一回連絡しなかった。

会社は　２０２２年５月１日まで　社長さんの「解除権の行使」の承認記録と　会社印鑑使用の承認記録を提示しなかった。

原告は　今まで　退職手続きも　サインしなかった。

【民法第五百四十条（解除権の行使）】により　原告は　会社の「正社員」の地位である。原告は　パソコンと社員証を返却することが　必要しない。

【甲２の６「特別抗告申立書」の「第２　申立ての理由」の２】

【甲２の４「即時抗告状」の「第３　即時抗告の理由」の１】

### 名誉毀損・信用毀損

会社が提出した「解雇理由証明書」の理由は　ほとんど　無事実な嘘だ。

【労働契約法第十六条（解雇）】により　２０２１年１１月１７日　東京地方裁判所第９部裁判官に　「会社は　証拠・証人を裁判に提出することが必要する。」を請求した。裁判官は　会社の弁護士に　「何日、だれ　何の事など詳しい証拠を提出する」を口頭で命令した。

けれども　今まで　ずっと　何も提出しなかった。

【甲２の２】

【民事訴訟法第二条（裁判所及び当事者の責務）】により　当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない。

２０２１年１２月6日被告は　はっきり　東京地方裁判所第３３部裁判官に　「会社は　地方裁判所に無事実理由の申立書を提出した。」を話した。更に　品川労働基準監督署石塚監督官の電話録音を　裁判官、会社の弁護士に放送した。録音に　石塚監督官は　「会社へ行きました。会社側は　“解雇の件は社長に承認されました。”を話したが　詳しい記録は　提示しません。」を話した。

【録音あり】

裁判所に無事実な申立書を提出することは　　もう【刑法第二百三十条（名誉毀損）】、【刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）】を違反した。

個人の名誉、社会信用は人権だ。【憲法第十一条】「人権は、侵すことのできない永久の権利だ。」により。会社の無事実提訴は　酷い違法行為だ。

【甲２の４「即時抗告状」の「第３　即時抗告の理由」の３】

### 物件損害

裁判官は　証拠と証人を無視して　不公正の裁判決定を決める、さらに強制な執行する。

ドアを解錠する時　暴力団のような執行は　最悪だ。

【甲２-７】【甲２-８】

## 裁判決定の法律根拠

２０２１年１２月6日と２０２２年１月１９日、被告は　２回東京地方裁判所第３３部裁判官に会社の違法行為を説明した。

【録音あり】【甲２-３】【甲２-４】

不公正裁判結果なので　被告は　特別抗告を提出した。

【甲２-５】【甲２-６】

【憲法第十四条】「すべて国民は、法の下に平等である、差別されない。」と【憲法第七十六条】「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」により　裁判官の不公正裁判は　憲法に抵触し、酷い違法行為だ。

【裁判官弾劾法第二条（弾劾による罷免の事由）】により　裁判官訴追委員会に　弾劾を提出した。

国は　裁判官の違憲行為の動機について　まだ　詳しい調査のことが　必要である。

【甲２-１】【甲２-２】

## 慰謝料の請求の法律根拠

【国家賠償法第一条】により　裁判官は　国家公務員として、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に原告に損害を加えたときは、国が、これを賠償する責に任ずる。

ですから　慰謝料を請求する。

## 書類送検の法律根拠

地方裁判官の不公正・不公平の決定は　、【憲法第七十六条「裁判官は、良心に従ひ職権を行ひ。」】、【民事訴訟法第二条（裁判所及び当事者の責務）】と抵触になった。

【甲１-1】【甲１-２】

【刑法第百九十三条（公務員職権濫用）】により　その裁判官は　公務員として　その職権を濫用して、不公正の裁判の行為が　違法する。

# 警察官の電話威嚇の違法性

## 事件の経緯

２０２１年9月から　何回　大崎警察署へ　違法者の刑事告訴状を警察署長に提出したが　すべて　受理しなかった。

【甲３-１】【甲３-２】【甲３-３】

２０２１年９月１７日（金）朝１０時大崎警察署の生活安全課の警察官は電話で「まだ　会社へ行って　違法なので　逮捕！」を脅かす。

２０２１年１０月２０日　大崎警察署へ行って　警察署長に　告訴状を提出するために　その警部は　「違法の行為はありません。受理できません。」などを話す。

【録音あり】【甲３-２】

## 違法の法律根拠

【刑事訴訟法第二百四十一条】により　被告は　書面で大崎警察署警察官に告訴したが　けれども　その大崎警察署は　すべて　不受理した。

【犯罪捜査規範第六十三条（告訴、告発および自首の受理）】により　警察官は、告訴、告発をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。

【警察法第二条（警察の責務）】【第三条（服務の宣誓の内容）】により　警察は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、その他公共の安全と秩序の維持に当る責務とする。警察の活動は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する。

ですから　大崎警察署の告訴状の不受理は　違法だ。警察庁に告訴した。

【甲３-４】

３ 慰謝料の請求の法律根拠

【国家賠償法第一条】により　警察官は　公務員として、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に原告に損害を加えたときは、国が、これを賠償する責に任ずる。

ですから　慰謝料を請求する。

４ 書類送検の法律根拠

【刑法第百九十三条（公務員職権濫用）】により　その警察官は　公務員として　その職権を濫用して、犯罪行為の支援する行為が　違法する。

# 結論

上記のとおりであるから、東京地方裁判所の保全事件の決定は，法律の根拠がない、取り消しを請求し、公務員の職権濫用なので　慰謝料を請求する。

# メモ

２０２２年４月東京地方裁判所第３１部の補正命令により　会社事件は　労働審判として　分離し、民事第１１部に移動したが　訴状を訂正して　再作成した。

動産保全事件の事件番号（順位：新➡旧）：

特別抗告：令和4年（ラク）第１４１号　特別抗告提起事件（東京高等裁判所　（第14民事部）　石井　浩、菅原　忠行、塚原　聡、結果：却下）

抗告決定：令和４年（モ）第４０００１号　保全異議申立事件（東京地方裁判所（第33部）　佐藤　卓　裁判官、結果：決定）

保全命令決定：令和３年（ヨ）第２１０６４号　動産の引渡断行仮処分命令申立事件（東京地方裁判所（第33部）　伊藤　由紀子　裁判官、結果：決定）

事件申立：令和３年（ヨ）第３３６７号　動産仮処分命令申立事件（東京地方裁判所（第９部）秋田　智子　裁判官）

**事件ホームページ** https://tci-cn.github.io/

事件資料と録音ファイルをダウンロードできる

# 附属書類

１　訴状副本 １通

２　証拠説明書 １通

３　甲号証（写し） 各１通